

資料提供（説明付き） 令和2年7月6日（月） 14時30分～	
場 所 津市政記者室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
教育委員会事務局 学校教育課 (電話059-229-3391)	幼児教育課程担当副参事 瀬古口 あゆみ

津市雲出保育園の砂場における塗料片等の残置物について

このことについて、下記のとおり発表します。

記

1 発見日

令和2年6月4日（木）

2 発見場所

津市雲出保育園の園庭（砂場）（津市雲出本郷町1165番地）

3 事案の概要

令和2年6月1日に移転し、運営を開始した津市雲出保育園園庭の砂場において、同月4日（木）に、凝固した塗料片や消石灰の塊が発見されました。

このため、同園は当該砂場の使用を控えるとともに、同園園長から報告を受けた健康福祉部子育て推進課から、翌日、教育委員会事務局学校教育課に報告、確認が行われました。

同園の施設は、平成31年3月31日をもって閉園した津市立雲出幼稚園園舎等を改修したものであるため、教育委員会事務局において現地調査等をした結果、当該事務局の職員が、閉園を控えた平成31年1月24日（木）及び25日（金）の両日に不用品等の解体や分別作業を行い、それぞれの種別に応じて処分する業務を行っていたところ、当該職員が、塗料缶と内容物（塗料）を分別する作業中に誤って、砂場に流出させていたことが分かりました。

流出した塗料の大部分は、当該職員が取り除きましたが、砂場の砂に付着して取り除けなかった一部の塗料について、砂で覆う等の処理を行ったものの、地中に残置されていたものです。また、消石灰についても、当該作業時に砂場に埋設、残置されたものであることが分かりました。

なお、令和2年6月1日（開園日）から同月3日までの間における当該砂場の使用については、当初、当該砂場を使用するに当たり、消毒作業を実施する予定であったため使用を控えていたことから、当該期間において園児が当該砂場を使用していないことも併せて確認済みです。

4 これまでの対応

当該保育園の利用者にお詫びするとともに砂場が使用できない状況を報告しました。

5 今後の対応

砂場の原状回復のため早急に砂の入替えを行います。